

福井市下水道管路施設包括的維持管理業務委託

計画的維持管理業務契約書（案）

- 1 委託業務の名称 福井市下水道管路施設包括的維持管理業務委託
（計画的維持管理業務）
- 2 委託業務の場所
- 3 履 行 期 間 着手 令和 9 年 4 月 1 日 から
完了 令和 11 年 3 月 31 日 まで
- 4 業務委託料 金 円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）
- 5 契約保証金 本約款に記載のとおり

上記の委託業務について、発注者 福井市と受注者であるグループ（構成企業により構成される企業グループをいう。組合単独で契約する場合は、すべての組合員をいう。）の代表企業である 【 】とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて、別添の委託契約約款によって、発注者 福井市と受注者である企業共同体との委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。なお、受注者であるグループ内の業務及び責任分担については、この契約第 13 条に定めるとおり、当該グループに係る共同企業体協定の定めに従うものとする。

この契約の証として本書 2 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 福井市大手 3 丁目 13 番 1 号
福井市上下水道事業管理者
塚谷 朋美

受注者 グループ名
代表者名

福井市下水道管路施設包括的維持管理業務委託
計画的維持管理業務約款（案）

（総則）

- 第1条 発注者及び受注者は、契約書（別紙の計画的維持管理業務委託契約書をいう。以下同じ。）及びこの約款（以下「この契約」又は「この契約書」という。）に定めるもののほか、仕様書、入札説明書、基本協定書、技術提案書及びこれらに対する質問回答書（以下、「設計図書」という。）に基づき、日本国の法令を遵守し、頭書の業務委託料をもってこの契約書第13条に定める計画的維持管理業務（以下「本業務」という。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の業務を履行期間内に完了し、業務の目的物（以下「成果物」という。）を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その業務委託料を受注者に支払うものとする。
- 3 受注者は、この契約書若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 4 受注者は、この業務の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この契約の履行に関して発注者と受注者の間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 この契約書に定める金銭の支払に関する通貨は、日本円とする。
- 7 この契約の履行に関して発注者と受注者の間で用いる計量単位は、原則として計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによるものとする。
- 8 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 この契約につき訴訟の必要が生じた場合は、福井地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とする。
- 11 受注者がグループを結成している場合においては、発注者は、この契約に基づく全ての行為をグループの代表企業に対して行うものとし、発注者が当該代表企業に対して行った本契約に基づく全ての行為は、当該グループの全ての構成企業に対して行ったものとみなす。また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づく全ての行為について当該代表企業を通じて行わなければならない。
- 12 この契約書、設計図書との間に齟齬がある場合、この契約書、入札説明書（これに係る質問回答書を含む。）、仕様書（これに係る質問回答書を含む。）、技術提案書（これに係る質問回答書を含む。）の順にその解釈が優先する。また、当該各文書につき、同一文書内で記載に齟齬がある場合には、発注者の解釈に従うものとする。ただし、技術提案書の内容が入札説明書等（入札説明書（これに係る質問回答書を含む。）、仕様書（これに係る質問回答書を含む。））で示された水準を超えている場合には、当該部分については、技術提案書が入札説明書等に優先する。

（指示等及び協議の書面主義）

- 第2条 この約款に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 発注者及び受注者は、この約款の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。
- 4 本条第1項から第3項の書面に代えて、電磁的記録であって発注者が認めた措置を講ずる場合は、この限りでない。

(関連工事及び関連業務の調整)

第3条 発注者は、受注者の施工する工事又は業務、及び発注者の発注に係る第三者の施行する他の工事又は業務が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事又は業務の円滑な施工に協力しなければならない。

(工程表の提出)

- 第4条 受注者は、この契約の締結後7日以内に設計図書に基づいて全体の工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 2 工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(契約の保証)

第5条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、随意契約を締結する場合において、受注者が契約を履行しないこととなるおそれがないと発注者が認めたときは、この限りでない。

- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行その他発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
 - (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証（金銭的保証に限る。）
 - (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結及び当該保険証券の発注者への寄託
- 2 受注者は、前項第5号の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。
 - 3 第1項各号に掲げる保証に係る契約保証金の額、有価証券等の価額、保証金額又は保険金額（第6項において「保証の額」という。）は、業務委託料の額の10分の1以上としなければならない。

らない。

- 4 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第64条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 5 第1項の規定により、受注者が、同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 6 発注者は、業務委託料が増額された場合は、増額後の業務委託料の額の10分の1に達するまで保証の額の増額を受注者に請求することができ、受注者は、業務委託料が減額された場合は、減額後の業務委託料の額の10分の1に達するまで保証の額の減額を発注者に請求することができる。ただし、増額され、又は減額された額がこの契約における当初の業務委託料の額の100分の30を超えない場合は、この限りでない。

（権利義務の譲渡等）

- 第6条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
 - 3 受注者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の業務委託料債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。
 - 4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、業務委託料債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

（著作権の譲渡等）

- 第7条 受注者は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合は、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡する。
- 2 発注者は、成果物が著作物に該当する場合であっても、成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができるものとし、当該成果物が著作物に該当する場合は、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
 - 3 受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意するものとし、成果物が著作物に該当しない場合は、発注者は、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。
 - 4 受注者は、発注者が承諾した場合は、成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）を使

用し、若しくは複製し、又は第1条第4項の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。

- 5 発注者は、受注者が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に掲げるプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受注者が承諾した場合は、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

（一括再委任等の禁止）

第8条 受注者は契約の工事及び業務の全部又は主たる部分を、一括して第三者に委任し若しくは請け負わせてはならない。

- 2 受注者は、本業務の一部を再委託しようとするときは、あらかじめ、再委託届により、再委託先の名称、再委託の種類、金額、期間、内容等について届け出た上、発注者の承諾を得なければならない。履行期間中に、再委託先を変更する場合も同様とする。なお、各業務における再委託の可否については「別紙1 各業務の再委託の可否」に示す。
- 3 本業務の実施に当たって、著しく不適当であると認められる再委託業者について、交代を命ずることがある。この場合は、受注者は、直ちに必要な措置を講じなければならない。
- 4 受注者は、再委託先に対してこの契約における受注者の業務と同様の義務を順守させ、その行為について一切の責任を負わなければならない。

（再委託先の社会保険等加入義務等）

第8条の2 受注者は、次に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。）の相手方としてはならない。

- （1）健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
- （2）厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- （3）雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

- 2 前項の規定にかかわらず、受注者は、社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合は、当該社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる。この場合において、受注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をした事実を確認することのできる書類を発注者に提出しなければならない。

（特許権等の使用）

第9条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなけれ

ばならない。

（意匠の実施の承諾等）

- 第10条 受注者は、自ら有する登録意匠（意匠法（昭和34年法律第125号）第2条第3項に定める登録意匠をいう。）を設計に用いるときは、発注者に対し、成果物によって表現される構造物又は成果物を使用して完成した構造物（以下「本件構造物等」という。）に係る意匠の実施を無償で承諾するものとする。
- 2 受注者は、本件構造物等の形状等に係る意匠法第3条に基づく意匠登録を受ける権利を発注者に無償で譲渡するものとする。

（監督職員）

- 第11条 発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも、同様とする。
- 2 監督職員は、この契約の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
- （1）発注者の意図する成果物を完成させるための受注者又は受注者の主任技術者若しくは統括責任者、管理技術者に対する業務に関する指示若しくは承諾又は協議
 - （2）この契約及び設計図書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
 - （3）この契約の履行についての受注者又は受注者の管理技術者との協議
 - （4）業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査
 - （5）設計図書に基づく詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾（工事の場合に限る。）
 - （6）業務の進捗管理、工事の施工管理、立会い、検査又は試験（確認を含む。）
- 3 発注者は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときは、それぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときは当該委任した権限の内容を受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定による監督職員の指示及び承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 第1項の規定により発注者が監督職員を置いたときは、この契約に定める指示等は、設計図書等に別段の定めがあるものを除き、当該職員を経由して行うものとする。この場合においては、その旨を記載した書面が当該職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

（現場代理人及び主任技術者等）

- 第12条 受注者は、次に掲げる者を定めて作業現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも、同様とする。

- (1) 現場代理人
 - (2) 主任技術者（建設業法第26条第1項に規定する主任技術者又は同条第2項に規定する監理技術者。日本下水道事業団の下水道管理技術認定試験（管路施設）合格者のそれぞれの技術者（1名で満たしている場合は、1名でよい）を配置）
 - (3) 作業主任者（酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者）
 - (4) 監理技術者補佐（建設業法第26条第3項第2号に規定する監理技術者を補佐する者をいう。以下同じ。）
 - (5) 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）
- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、作業現場に常駐し、その運営及び取締りを行うことができる。
- 3 発注者は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、現場代理人について作業現場における常駐を要しないこととすることができる。
- (1) 1件の予定価格の額が200万円以下の工事
 - (2) 現場代理人の作業現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められる工事で発注者の承認を得たもの
 - (3) その他発注者が特に認めた工事
- 4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 5 現場代理人、主任技術者等（監理技術者又は監理技術者補佐をいう。以下同じ。）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。
- 6 主任技術者は、この契約の履行に関し、発注者と受注者との間の報告及び協議を行おうとするときは、原則として統括責任者を通じて行うものとする。

（管理技術者）

- 第12条2 受注者は、業務の技術上の管理を行う管理技術者（以下「管理技術者」という。）を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。管理技術者を変更したときも、同様とする。
- 2 管理技術者は、業務の管理及び統轄を行うものとし、管理技術者がこの契約の履行に関し契約に基づく受注者の権限を行使した場合においては、業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、第16条第1項の規定による請求の受理、同条第2項の規定による決定及び通知、同条第3項の規定による請求、同条第4項の規定による通知の受理並びに契約の解除に係る権限を受注者が行使した場合を除き、受注者が権限を行使したものとみなす。
- 3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち、これを管理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 4 管理技術者は、この契約の履行に関し、発注者と受注者との間の報告及び協議を行おうとするときは、原則として統括責任者を通じて行うものとする。

(照査技術者)

第12条3 受注者は、設計図書に定める場合には、成果物の内容の技術上の照査を行う照査技術者（以下「照査技術者」という。）を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。照査技術者を変更したときも、同様とする。

2 照査技術者は、管理技術者を兼ねることができない。

(本業務の内容)

第13条 第1条第1項に示す本業務とは、以下の各号に定める業務及び仕様書に定める業務とする。

- (1) 本管 TV カメラ調査業務
- (2) 本管潜行目視調査業務
- (3) 人孔目視調査業務
- (4) 管路診断業務
- (5) 改築詳細設計業務
- (6) 人孔鉄蓋更新工

2 受注者は、受注者に係る共同企業体協定の定めに基づき、本業務を遂行するものとする。

(地元関係者との交渉等)

第14条 地元関係者との交渉等は、発注者が行うものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受注者はこれに協力しなければならない。

2 前項の場合において、発注者は、当該交渉等に関して生じた費用を負担しなければならない。

(土地への立入り)

第15条 受注者が調査のために第三者が所有する土地に立ち入る場合において、当該土地の所有者等の承諾が必要なときは、発注者が当該所有者の承諾を得るものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受注者はこれに協力しなければならない。

(管理技術者に関する措置請求)

第16条 発注者は、管理技術者がその業務の執行につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示して、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を決定し、請求を受けた日から10日以内に、その結果を発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、監督職員が行うその職務の執行につき著しく不適当なところがあると認めるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を決定し、請求を受けた日から10日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。

（工事関係者に関する措置請求）

第17条 発注者は、主任技術者がその職務（監理技術者等又は専門技術者、現場代理人と兼任する主任技術者にあつては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不適當と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 発注者又は監督職員は、現場代理人等、専門技術者（これらの者と主任技術者を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不適當と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

3 受注者は、前2項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について必要な措置を決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

4 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不適當と認めるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

5 発注者は、前項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について必要な措置を決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

（工事材料の品質及び検査等）

第18条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。ただし、設計図書にその品質が明示されていない場合にあつては、中等の品質を有するものとする。

2 受注者は、設計図書において監督職員の検査を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 監督職員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。

4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料（次項の工事材料を除く。）を監督職員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。

5 受注者は、第2項の検査の結果、不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

（監督職員の立会い及び工事記録の整備等）

第19条 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

2 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。

3 受注者は、前2項に規定するもののほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等（以下この条において「見本等」という。）の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、見本等を整備し、監督職員の請求があつたときは、請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

ない。

- 4 監督職員は、受注者から第1項の立会い若しくは見本検査又は第2項の立会い（次項において「立会い等」という。）を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督職員が正当な理由なく受注者の請求に応じないため、その後の工程に支障を来すときは、受注者は、監督職員に通知した上、立会い等を受けることなく、工事材料を調査して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、工事材料の調査又は工事の施工を適切に行ったことを証する見本等を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本等の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

（履行報告）

第20条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

（モニタリング・業務の改善・業務委託料の減額等）

第20条の2 発注者及び受注者は、本事業に係るモニタリング基本計画書に基づき、本事業の遂行状況についてモニタリングを行う。

- 2 前項のモニタリングの結果、受注者による本業務の遂行が設計図書に定める仕様を満たしていない（以下「業務不履行」という。）と発注者が判断した場合、発注者は受注者に対し、以下の各号の措置（複数の措置を講じることできる。）を講じることができる。

（1）業務不履行が生じた原因の究明

（2）受注者の業務遂行に対する是正勧告

（3）業務不履行が解消されるまでの期間に対応する業務委託料の減額

（4）受注者による本業務の停止

（5）受注者による業務不履行の解消が見込めないと発注者が合理的に判断した場合における、この契約の無催告解除

- 3 前項の措置を発注者が講じた場合、これにより生じた費用及び損害は全て受注者の負担とする。ただし、業務不履行が発注者の責めに帰すべき事由によることが明らかな場合はこの限りではなく、当該費用及び損害の負担について、発注者及び受注者が協議する。

（業務に係る貸与品等）

第21条 発注者は、過去に行った調査、計画等の成果品を本業務の実施において必要となる都度、受注者に貸与する。

- 2 受注者は、前号の貸与を受けようとする場合において、発注者が求めるときは、事前に資料等貸与申請書を発注者に提出し、発注者の承諾を得なければならない。また、貸与できる期間や条件については、その都度協議により決定しなければならない。

- 3 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 4 受注者は、各業務の履行期間が満了した場合又は本契約が解除された場合若しくはその他発注者が必要と認める場合には、直ちに貸与資料を発注者に返還しなければならない。また、履行期間中に無断で貸与品等を業務の実施以外の目的で使用等してはならない。
- 5 受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失し、若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者が指定する期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

(工事に係る支給材料及び貸与品)

第22条 発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 監督職員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、受注者は、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なると認めたとき、又はその使用が適当でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）等があり使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認めるときは、当該通知に係る支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、又は支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更しなければならない。この場合において、発注者は、当該通知にかかわらず、他の支給材料若しくは貸与品の引渡し又は支給材料若しくは貸与品の品名等の変更を行わず、その理由を明示した書面により、当該通知に係る支給材料若しくは貸与品を使用すべきことを受注者に請求することができる。
- 6 発注者は、前項に規定する場合のほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認めるときは工期又は請負代金額を変更し、受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失し、若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者が指定する期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 1 1 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督職員の指示に従わなければならない。

(設計図書と業務内容が一致しない場合の修補義務)

第23条 受注者は、業務の内容が設計図書又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合において、監督職員がその修補を請求したときは、請求に従わなければならない。この場合において、発注者は、当該不適合な業務の内容が監督職員の指示によるとき、その他発注者の責めに帰すべき事由によるとき又は必要があると認めるときは、履行期間又は業務委託料を変更し、受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

第24条 受注者は、業務の履行に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、当該事実の確認を請求しなければならない。

- (1) 仕様書、入札説明書、基本協定書、質問回答書、技術提案書の指示する内容が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)
 - (2) 設計図書に誤びゅう又は脱漏があること。
 - (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
 - (4) 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件と実際の履行条件が一致しないこと。
 - (5) 設計図書で明示されていない履行条件について、業務の履行に支障があり、かつ、予期することができない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合は、受注者の立会いを受けずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)を取りまとめ、調査の終了後14日以内に、これを受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 発注者は、第2項の調査により第1項の事実が確認された場合において、必要があると認めるときは、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- 5 発注者は、前項の規定により設計図書の訂正又は変更を行う場合は、受注者にその内容を知り、これを行うものとする。この場合において、必要があると認めるときは、履行期間又は業務委託料を変更し、受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書等の変更)

第25条 発注者は、前条に規定するもののほか、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示(以下「設計図書等」という。)の変更の内容を受注者に通知して、設計図書等

を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認めるときは、履行期間又は業務委託料を変更し、受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（業務の中止）

第26条 第三者の所有する土地への立入りについて当該土地の所有者等の承諾を得ることができないため、工事用地等の確保ができないこと等のため、又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）であって、受注者の責めに帰することができないものにより作業現場の状態が変動したため又は工事材料、工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が業務を履行できないと認められるときは、発注者は、業務を一時中止する旨及びその内容を直ちに受注者に通知して、業務の全部又は一部の履行を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務を一時中止する旨及びその内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部の履行を一時中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により業務の履行を一時中止させた場合において、必要があると認めるときは、履行期間又は業務委託料を変更するものとし、受注者が業務の再開に備え業務の履行の一時中止に伴う増加費用を必要とし、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（業務に係る受注者の提案）

第27条 受注者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。

2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更をし、受注者に通知するものとする。

3 発注者は、前項の規定により設計図書等を変更した場合において、必要があると認めるときは、履行期間又は業務委託料を変更しなければならない。

（受注者の請求による履行期間の延長）

第28条 受注者は、その責めに帰することができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に履行期間の延長を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（発注者の請求による履行期間の短縮等）

第29条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮

による変更を受注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の場合において、必要があると認めるときは業務委託料を変更するものとし、受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（履行期間の変更方法）

第30条 この契約の規定による変更後の履行期間については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合は、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が、履行期間の変更事由が生じた日（当該変更が発注者又は受注者の請求又は通知による場合にあっては、請求又は通知が相手方に到達した日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（業務委託料の変更方法等）

第31条 この契約の規定による変更後の業務委託料については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合は、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が業務委託料の変更事由が生じた日（当該変更が発注者又は受注者の請求又は通知による場合にあっては、その請求又は通知が相手方に到達した日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合は、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この契約の規定により、受注者が増加費用を必要とし、又は損害を受けた場合に発注者が負担する費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

（賃金又は物価の変動に基づく業務委託料の変更）

第32条 発注者又は受注者は、履行期間内で契約締結の日から12月を経過した日後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務委託料が不適当となったと認めるときは、相手方に対して業務委託料の変更を請求することができる。

- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求（以下この項、次項及び第4項において「請求」という。）があったときは、変動前残業務委託料（業務委託料から当該請求時の出来形部分に相応する業務委託料を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残業務委託料（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務委託料に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残業務委託料の1000分の15を超える額につき、請求に応じなければならない。
- 3 前項の変動前残業務委託料及び変動後残業務委託料は、請求があった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により業務委託料の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務委託料の変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 予期することができない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務委託料が著しく不適當となったと認めるときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、相手方に対して業務委託料の変更を請求することができる。
- 6 前2項の場合において、変更後の業務委託料については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 7 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項の請求を行った日又は当該請求を受けた日から7日以内に、協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（臨機の措置）

- 第33条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。
- 2 受注者は、前項の規定により臨機の措置をとる場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ監督職員の意見を聴かななければならない。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
 - 3 受注者は、第1項の臨機の措置をとったときは、当該措置の内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。
 - 4 監督職員は、災害防止その他業務の履行上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
 - 5 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち受注者が業務委託料の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

（一般的損害）

- 第34条 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他業務の履行に関して生じた損害（次条第1項、第2項若しくは第3項又は第36条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第69条の規定による保険により填補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

- 第35条 業務の履行について第三者に及ぼした損害（第3項に規定する損害を除く。）については、受注者がその損害を賠償しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する損害（第69条の規定による保険により填補された部分を除く。）のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不適当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- 3 業務の履行に伴い通常避けることができない騒音、振動、地下水の断絶等の理由により第三者に及ぼした損害（第69条の規定による保険により填補された部分を除く。）について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、発注者がその損害の賠償を負担しなければならない。ただし、受注者が、当該業務の履行に伴い第三者に損害を及ぼすこととなるおそれがあることを発注者に通知しなかった場合及びその損害のうち業務の履行につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 4 前3項の場合その他業務の履行について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者と受注者は協力してその処理及び解決に当たるものとする。

（業務における不可抗力による損害）

- 第36条 成果物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰することができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、試験等に供される業務の出来形部分（以下この条及び第63条において「業務の出来形部分」という。）、仮設物又は作業現場に搬入した調査機械器具に損害が生じたときは、受注者は、直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第69条の規定による保険により填補された部分を除く。以下この条において同じ。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
 - 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
 - 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該請求に係る損害の額（業務の出来形部分、仮設物又は作業現場に搬入した調査機械器具であつて立会いその他受注者の業務に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。以下この条において「損害の額」という。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第6項において「損害合計額」という。）のうち業務委託料の額の100分の1を超える額を負担しなければならない。
 - 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより算定する。

（1）業務の出来形部分に関する損害

損害を受けた業務の出来形部分に係る業務委託料の額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

（2）仮設物又は調査機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は調査機械器具の償却費の額であつて業務で償却する額として通

常妥当と認められるものから、損害を受けた時点における成果物の評価額に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が当該差し引いた額に満たないものについては、その修繕費の額とする。

- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該請求に係る損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と「業務委託料の額の100分の1を超える額」とあるのは「業務委託料の額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(工事における不可抗力による損害)

第37条 工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰することができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具（以下この条において「工事目的物等」という。）に損害が生じたときは、受注者は、直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該請求に係る損害の額（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第69条の規定により付された保険により填補された部分を除き、工事目的物等であつて第18条第2項、第19条第1項若しくは第2項又は第45条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。以下この条において「損害の額」という。）及び損害を受けた工事目的物等の取片付けに要する費用の額の合計額（以下「損害合計額」という。）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。

- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより算定する。

(1) 工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に係る請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(2) 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料に係る請負代金額で通常妥当と認められるものとし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具の償却費の額で、工事で償却する額として通常妥当認められるものから、損害を受けた時点における工事目的物に対応する償却費の額を差

し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が当該差し引いた額に満たないものについては、その修繕費の額とする。

- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該請求に係る損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「損害を受けた工事目的物等の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害を受けた工事目的物等の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と、「損害合計額を」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額を」として同項を適用する。

(業務委託料の変更に代える設計図書の変更)

- 第38条 発注者は、第9条、第22条第7項、第23条から第29条まで、第32条第1項、第5項若しくは第6項、第33条、第34条、第36条、前条第3項、第4項若しくは第6項又は第41条の規定により業務委託料を変更すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、変更すべき額又は負担すべき額の全部若しくは一部に代えて設計図書を変更することができる。
- 2 前項の場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 3 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が同項の業務委託料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に、協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

- 第39条 受注者は、仕様書に定めるところにより、業務完了報告書を発注者に提出しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定による提出を受けたときは、提出を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 発注者は、前項の検査により業務の完了を確認した後、受注者が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちにその引渡しを受けなければならない。
- 4 発注者は、受注者が前項に規定する申出を行わないときは、成果物の引渡しを業務委託料の支払の完了と同時にすることを請求することができる。この場合において、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 5 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して再度発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなして前各項の規定を準用する。

(業務委託料の支払)

第40条 業務委託料の支払いは、「別紙2 各業務の支払い方法」に定めるとおり以下のとおりとする。

- 2 計画的維持管理業務の内、「本管TVカメラ調査業務」「本管潜行目視調査業務」「人孔目視調査業務」「人孔鉄蓋更新工」については、四半期毎の出来高払いにより委託料を支払うものとする。なお、「人孔鉄蓋更新工」において、受注者は、第42条の規定により、前払いの請求を行うことができる。
- 3 計画的維持管理業務の内、「管路診断業務」「改築詳細設計業務」については、年度毎の出来高払いにより委託料を支払うものとする。なお、当業務において、受注者は、第42条及び第45条の規定により、前払い及び部分払いの請求を行うことができる。
- 4 受注者は、前条第2項（同条第5項において準用する場合を含む。第3項において同じ。）の検査に合格したときは、業務委託料の支払を請求することができる。
- 5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に、業務委託料を支払わなければならない。
- 6 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項に規定する期間内に検査をしないときは、その期間を経過した日から検査をした日までの期間の日数（以下この条及び第64条又は第65条において「遅延日数」という。）は、前項に規定する期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数に含まれるものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(引渡し前における成果物の使用)

- 第41条 発注者は、第39条第3項若しくは第4項又は第46条第1項若しくは第2項の規定による引渡し前においても、受注者の承諾を得て、成果物の全部又は一部を使用することができる。
- 2 前項の場合において、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
 - 3 発注者は、第1項の規定に基づき、成果物の全部又は一部を使用したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払)

- 第42条 受注者は、業務委託料が200万円以上の場合において、保証事業会社と、契約書に記載されている業務完了の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、業務委託料の10分の3に相当する額の範囲内で前払金の支払を発注者に請求することができる。ただし、発注者が前払金の支払を要しないと認めたときはこの限りでない。
- 2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は当該保証証書を寄託したものとみなす。

- 3 発注者は、第1項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
- 4 受注者は、業務内容の変更その他の理由により業務委託料が著しく増額された場合においては、その増額後の業務委託料の10分の3に相当する額から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を発注者に請求することができる。この場合においては、第2項及び前項の規定を準用する。
- 5 受注者は、業務内容の変更その他の理由により業務委託料が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の業務委託料の10分の4に相当する額を超えるときは、受注者は、業務委託料が減額された日から30日以内にその超える分に相当する前払金を発注者に返還しなければならない。
- 6 前項の規定による返還すべき金額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき金額を定める。ただし、業務委託料が減額された日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 7 発注者は、受注者が第5項に規定する期間内に同項の前払金を返還しなかったときは、その返還されない額につき、同項に規定する期間を経過した日から返還する日までの期間の日数に応じ、契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定に基づき定められた率の割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

（保証契約の変更）

- 第43条 受注者は、前条第4項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 2 受注者は、業務委託料が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
 - 3 受注者は、第1項又は第2項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は当該保証証書を寄託したものと同みなす。
 - 4 受注者は、前払金額の変更を伴わない履行期間の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

（前払金の使用等）

- 第44条 受注者は、この業務の材料費、労務費、外注費、機械購入費（当該業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に前払金を充当してはならない。

（部分払）

- 第45条 受注者は、計画的維持管理業務の内、「管路診断業務」「改築詳細設計業務」について

は、業務完了前に、成果物の出来形部分に係る金額（以下「業務委託料相当額」という。）の10分の9以内の額について、5回を超えない回数の部分払を請求することができる。ただし、発注者が特に必要と認めた業務については、この限りでない。

- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分の確認を発注者に請求しなければならない。
- 3 発注者は、前項の場合において、請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 5 受注者は、第3項の検査により発注者の確認を受けたときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、請求を受けた日から14日以内に部分払を行わなければならない。
- 6 前項の部分払の額は、次の式により算定する。
$$\text{部分払金の額} \leq \text{業務委託料相当額} \times (9 / 10 - \text{前払金額} / \text{業務委託料})$$
- 7 前項の業務委託料相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が第5項の規定による請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 発注者が第5項の規定により部分払を行った後、受注者が再度部分払の請求をする場合においては、第6項及び第7項中「業務委託料相当額」とあるのは「業務委託料相当額から既に部分払の対象となった業務委託料相当額を控除した額」として第2項から第6項までの規定を適用する。

（部分引渡し）

- 第46条 成果物について、発注者が設計図書において業務の完了に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下この条において「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の業務が完了したときは、第39条中「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「指定部分に係る成果物」と、同条第4項及び第40条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。
- 2 前項に規定する場合のほか、成果物の一部が完成し、かつ、可分なものであるときは、発注者は、当該部分について、受注者の承諾を得て引渡しを受けることができる。この場合において、第39条中「業務」とあるのは「引渡部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「引渡部分に係る成果物」と、同条第4項及び第40条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。
 - 3 前2項において準用する第40条第1項の規定により受注者が請求することができる部分引渡しに係る業務委託料は、次の各号に掲げる式により算定する。この場合において、第1号中「指定部分に相応する業務委託料」及び第2号中「引渡部分に相応する業務委託料」は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が、前2項において準用する第33条第1項の規定による請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(1) 第1項に規定する部分引渡しに係る業務委託料

指定部分に相応する業務委託料×(1－前払金の額／業務委託料)

(2) 第2項に規定する部分引渡しに係る業務委託料

引渡部分に相応する業務委託料×(1－前払金の額／業務委託料)

(継続費又は債務負担行為に係る契約の特則)

第47条 継続費又は債務負担行為に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払の限度額(以下「支払限度額」という。)は、次のとおりとする。

令和9年度 円

令和10年度 円

2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

令和9年度 円

令和10年度 円

3 発注者は、予算上の都合その他必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

(継続費又は債務負担行為に係る契約の部分払の特則)

第48条 継続費又は債務負担行為に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に当該超えた額(以下「出来高超過額」という。)について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払を請求することはできない。

2 前払金の支払を受けている場合の部分払の額については、第45条第6項及び第8項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

部分払金の額≦請負代金相当額×9／10

－(前会計年度までの支払金額＋当該会計年度の部分払金の額)

－(請負代金相当額－(前会計年度までの出来高予定額＋出来高超過額))

×当該会計年度前払金額／当該会計年度の出来高予定額

3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、5回とする。

(第三者による代理受領)

第49条 受注者は、発注者の承諾を得て、業務委託料の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者が提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がされているときは、当該第三者に対して第40条第5項の規定に基づく支払をしなければならない。

(前払金等の不払に対する受注者の業務中止)

第50条 受注者は、発注者が第42条、第45条又は第46条第1項において準用される第4

0条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合において、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が業務を一時中止した場合において、必要があると認めるときは履行期間又は業務委託料を変更し、受注者が増加費用を必要とし、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第51条 発注者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 成果物の性質や発注者又は受注者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第52条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第54条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第53条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 第6条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

(2) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

- (3) その責めに帰すべき事由により履行期間内に業務が完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (4) 主任技術者及び統括責任者、管理技術者を配置しなかったとき。
- (5) 正当な理由なく、第51条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (7) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。
- (8) 法令(条例及び規則を含む。)の規定により一定の資格を要する場合において、その資格がないことを発見したとき。
- (9) 発注者の職員が地方自治法第234条の2第1項の規定により行う監督又は検査に際しその執行を妨げたとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第54条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第6条第1項の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。
- (2) 第6条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用したとき。
- (3) この契約の成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (4) 受注者がこの契約の成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (6) 契約の成果物の性質や発注者又は受注者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (8) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。
- (9) 第59条又は第60条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (10) 受注者(受注者がグループであるときは、その構成企業のいずれかの者。受注者が組合単独であるとき及びグループの構成企業に組合が含まれるときは、その組合員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している個人又は団体を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設コンサルタント業

務等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している個人又は団体をいう。以下この号において同じ。)が暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

- ロ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - 二 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- (11) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第55条 第53条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(談合等不正行為があった場合の違約金)

第56条 受注者(受注者がグループにあっては、その構成企業をいう。また、受注者が組合単独であるとき及びグループの構成企業に組合が含まれるときは、その組合員をいう。以下この条及び次条において同じ。)が当該契約について、次の各号のいずれかに該当する場合(第54条第11号の規定により当該契約を解除した場合を除く。)において、発注者に損害が生じたと認められるときは、受注者は、業務委託料に100分の10を乗じて得た額に相当する額を違約金として発注者が指定する期間内に支払わなければならない。ただし、発注者が契約の性質上違約金を請求することが適当でないとする場合は、この限りでない。

(1) 受注者について公正取引委員会から違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令(排除措置命令が行われない場合にあっては、独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令)が確定したとき。

(2) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人をいう。次項第2号において同じ。)について刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者は、前項の規定により違約金を支払う場合において、次の各号のいずれかに該当したときは、前項に規定する額のほか、業務委託料の100分の5に相当する額を違約金として発

注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3第2項及び第3項の規定の適用があるとき。
- (2) 前項第2号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 前項第2号に該当する場合であって、同項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。
- (4) 前項第2号に該当する場合であって、受注者が発注者に福井市工事入札心得第4の2及び福井市電子入札心得第4の1の規定に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

- 3 受注者は、業務が完了したことを理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が当該各項に規定する違約金の額を超える場合においては、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。
- 5 前各項の場合において、受注者がグループであり、既に解散しているときは、発注者は、当該グループの構成企業であった全ての者に対して、違約金を請求することができる。この場合において、当該グループの構成企業であった者は、共同連帯して違約金を発注者に支払わなければならない。

(遅延利息)

第57条 受注者が前条第1項及び第2項に規定する違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該違約金の額につき、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(違約金等の徴収方法)

第58条 発注者は、受注者から違約金、損害金又は賠償金を徴収する場合において、この契約の契約保証金が納付されているとき（これに代わる担保が提供されているときを含む。）又はこの契約の債務があるときは、それを相殺するものとし、なお不足があるときは、別にこれを徴収する。

(受注者の催告による解除権)

第59条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第60条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することが

できる。

(1) 第25条の規定により設計図書を変更したため、業務委託料が3分の2以上減少したとき。

(2) 第26条第1項又は第2項の規定による業務の履行の中止の期間が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるときは6月）を超えたとき。ただし、当該履行の中止が業務の一部のみの場合は、その中止した一部の業務を除いた部分の業務が完了した後3月を経過しても、なお当該一部の業務の中止が解除されないとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第61条 第59条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除の効果）

第62条 この契約が解除された場合において、第1条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。ただし、第46条に規定する部分引渡しに係る部分については、この限りでない。

2 発注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、受注者が既に業務が完了した部分（以下この項において「既履行部分」という。）の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料（以下この条及び次条において「既履行部分委託料」という。）を受注者に支払わなければならない。

3 既履行部分委託料は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

（解除に伴う措置）

第63条 この契約が業務の完了前に解除された場合において、第42条の規定による前払金があったときは、受注者は、第53条、第54条又は次条第3項の規定による解除にあつては、当該前払金の額（第46条の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）に当該前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ契約締結の日において適用される支払遅延防止法第8条第1項に基づき定められた率の割合で計算した額の利息を付した額を、第52条、第59条又は第60条の規定による解除にあつては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第42条の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金の額（第46条の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）を前条第3項の規定により定められた既履行部分委託料から控除するものとする。この場合において、当該前払金の額になお余剰があるときは、受注者は、第53条、第54条又は次条第3項の規定による解除にあつては、当該余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ契約締結の日において適用される支払

遅延防止法第8条第1項に基づき定められた率の割合で計算した額の利息を付した額を、契約の解除が第51条、第59条又は第60条の規定による解除にあつては、当該余剰額を発注者に返還しなければならない。

- 3 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、第21条に規定する貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失し、又は毀損したときは、発注者が指定する期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 4 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、作業現場に受注者が所有し、又は管理する業務の出来形部分、調査機械器具、仮設物その他の物件（第8条第3項の規定により、受注者から業務の一部を委任され、又は請け負った者が所有し、又は管理するこれらの物件及び貸与品等のうち故意又は過失によりその返還が不可能となったものを含む。次項において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 5 前項に規定する撤去又は修復若しくは取片付けに要する費用（以下この項において「撤去費用等」という。）は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ当該各号に定めるところにより発注者又は受注者が負担する。
 - （1）業務の出来形部分に関する撤去費用等
契約の解除が第53条、第54条又は次条第3項によるときは受注者が負担し、第52条、第59条又は第60条の規定によるときは発注者が負担する。
 - （2）調査機械器具、仮設物その他の物件に関する撤去費用等受注者が負担する
- 6 第4項の場合において、受注者が正当な理由がなく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は作業現場の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件の処分又は作業現場の原状回復若しくは取片付けを行うことができる。この場合において、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は原状回復若しくは取片付けに要した費用等を負担しなければならない。
- 5 第3項前段の規定による受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が、第53条、第54条又は次条第3項の規定によるときは発注者が定め、第52条第1項の規定によるときは発注者が受注者の意見を聴いて定め、第59条又は第60条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定める。
- 6 第3項後段及び第4項の規定による受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。
- 7 業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

（発注者の損害賠償請求等）

第64条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- （1）履行期間内に業務を完了することができないとき。

- (2) この契約の成果物に契約不適合があるとき。
 - (3) 第53条又は第54条の規定により成果物の引渡し後にこの契約が解除されたとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の損害賠償に代えて、受注者は、業務委託料の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第53条又は第54条の規定により成果物の引渡し前にこの契約が解除されたとき。
 - (2) 成果物の引渡し前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合においては、再生債務者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された管財人
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から部分引渡しを受けた部分に相応する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約締結の日において適用される支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき定められた率の割合で計算した額を請求することができるものとする。
- 6 第2項の場合（第54条第8号及び第10号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（受注者の損害賠償請求等）

- 第65条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
- (1) 第59条又は第60条の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第40条第5項（第46条において準用する場合を含む。）の規定による業務委託料の支払が遅れた場合においては、受注者は、当該支払が遅れた額につき、遅延日数に応じ、契約締結の

日において適用される支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき定められた率の割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(契約不適合責任期間等)

第66条 発注者は、引き渡された成果物に関し、第39条第3項又は第4項（第46条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から3年以内（「人孔鉄蓋更新工」は、2年以内）でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要なと認められる請求等を行うことができる。

5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

7 発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

8 第1項の規定は、引き渡された成果物の契約不適合が設計図書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(秘密保持義務)

第67条 発注者及び受注者は、この契約に関連して相手方から受領した情報を秘密として保持して責任をもって管理し、この契約の履行以外の目的でかかる情報を使用してはならず、この契約に別段の定めがある場合を除いては、相手方の事前の書面による承諾なしに第三者に開示してはならない。

2 次の各号に掲げる情報は、前項の規定に含まれないものとする。

(1) この契約、その他の本業務に関連して締結される契約において公表、開示等することができる」と規定されている情報

(2) 開示の時に公知である情報

(3) 相手方から開示されるよりも前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報

(4) 相手方に対する開示の後に、発注者及び受注者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報

(5) 発注者及び受注者が、この約款に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報

3 本条第1項の定めにかかわらず、発注者及び受注者は、次の場合には相手方の事前の書面による承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、情報を開示することができる。但し、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来す場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。

(1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合

(2) 福井市情報公開条例（平成8年12月25日 条例第29号）等の法令に従い開示が要求される場合

(3) 裁判所等の権限ある官公署の命令に従う場合

(4) 発注者又は受注者との間で守秘義務契約を締結した、発注者の本業務に係る発注者支援業務受注者（当該発注者支援業務受注者からの再委託先も含む。）及び本業務に関する発注者又は受注者からのその他の業務受注者に開示する場合

(5) 本業務の実施に必要な範囲で、発注者の関係機関及び関係者に開示する場合

（個人情報の保護）

第68条 受注者は、この契約の履行にあたり、個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、別紙3「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（保険）

第69条 受注者は、設計図書に定めるところにより、火災保険その他の保険を付したとき、又は任意に保険を付しているときは、当該保険証券（これに代わるものを含む。）を直ちに発注者に提示しなければならない。

（情報通信の技術を利用する方法）

第70条 この約款において書面により行わなければならないこととされている指示等は、法令に違反しない限りにおいて電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

（補則）

第71条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

別紙 1 各業務の再委託の可否

業務区分	業務内容	再委託の可否
(1)統括管理業務	統括マネジメント業務	不可
	管路台帳管理業務	不可
(2)計画的維持管理業務	本管TVカメラ調査業務 (管径800mm未満)	可
	本管潜行目視調査業務 (管径800mm以上)	可
	人孔目視調査業務	可
	管路診断業務	不可
	改築詳細設計業務	不可 設計業務に伴って発生する各種調査等は可
	人孔鉄蓋更新工	可
(3)日常的維持管理業務	住民対応業務	電話対応は可、現地確認・立会いは不可
	緊急対応等業務	可 ただし、再委託先は福井市下水道単価契約登録業者 (維6号または維8号)に限る。
	水防施設日常点検業務	可
	貯留施設等調査業務	可
	巡視工	可
	清掃工	可
	除草作業工	可
	汚泥処分業務	可
	他企業工事立会業務	不可

※可の場合でも、業務の全部または主たる部分を、一括して第三者に委任し若しくは請け負わせてはならない。

※再委託を行う場合、あらかじめ本市の承諾を得るものとする。

別紙2 各業務の支払い方法

業務区分	業務内容	時期	備考
(1)統括管理業務	統括マネジメント業務	四半期毎	均等払い
	管路台帳管理業務		
(2)計画的維持管理業務	本管TVカメラ調査業務 (管径800mm未満)	四半期毎	出来高払い
	本管潜行目視調査業務 (管径800mm以上)		
	人孔目視調査業務		
	管路診断業務	年度毎	出来高払い (前払い及び部分払いの 請求が可能)
	改築詳細設計業務		
	人孔鉄蓋更新工	四半期毎	出来高払い (前払いの請求が可能)
(3)日常的維持管理業務	住民対応業務	月毎	出来高払い
	緊急対応等業務	月毎	出来高払い (前払いの請求が可能)
	水防施設日常点検業務	四半期毎	出来高払い
	貯留施設等調査業務		
	巡視工		
	清掃工		
	除草作業工		
	汚泥処分業務	月毎	出来高払い
	他企業工事立会業務	月毎	出来高払い

別紙3 個人情報取扱特記事項

- 1 受注者は、発注者から預託された個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）以下「個人情報保護法」という。）第2条第1項及び第2項に規定する個人情報をいう。）を取り扱う場合には、個人情報保護法を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならない。
- 2 受注者は、この委託業務を再委託先（受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）に委任し、又は請負わせる場合には、事前に発注者の承認を得るとともに、この特記事項に定める、発注者が受注者に求めた保有個人情報の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を当該再委託先も講ずるように求め、かつ、当該再委託先が約定要を遵守するよう書面で義務付けなければならない。承認を得た再委託先の変更並びに再委託先が再々委託及びそれ以下の委託を行う場合も同様とする（以下、承認を得た再委託先、再々委託先及びそれ以下の委託先を「再委託先」という。）
- 3 受注者は、前項の承認を受けようとする場合には、書面をもって発注者に提出しなければならない。発注者は、承認をする場合には、条件を付することができる。
- 4 受注者は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に発注者の承認を得た場合は、この限りでない。
 - （1）発注者から預託された保有個人情報を再委託先（前項記載の書面の合意をした再委託先を除く。）に提供し、又はその内容を知らせること。
 - （2）発注者から預託された保有個人情報について、発注者が示した利用目的（特に明示がない場合は、この契約の目的）の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。
 - （3）この契約に関して自ら収集し、又は作成した個人情報について、発注者が示した利用目的（特に明示がない場合はこの契約の目的）の範囲を超えて使用すること。
- 5 受注者は、この契約において保有個人情報を取り扱う場合には、責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について定めた書面を発注者に提出するとともに、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理（再委託先による管理を含む。）のために必要な措置を講じなければならない。また、受注者は、契約内容の遵守状況及び下請負先（再委託先を含む。）における保有個人情報の取扱い状況について、発注者に定期的に報告しなければならない。
- 6 発注者は、必要があると認めるときは、所属の職員に、受注者（再委託先を含む。）の事務所、事業場等において、個人情報の管理が適切に行われているか等について調査をさせ、受注者に対し必要な指示をさせることができる。受注者は、発注者からその調査及び指示を受けた場合には、発注者に協力するとともにその指示に従わなければならない。
- 7 受注者は、委託業務の完了又は契約解除等により、保有個人情報が含まれる紙媒体及び電子媒体（これらの複製又は受注者自ら収集し作成したものを含む。）が不要になった場合には、速やかに発注者に返却又は破砕、溶解、焼却等の方法により保有個人情報を復元及び判読不能な状態に消去し、又は廃棄し、その旨を書面で発注者に提出しなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

- 8 受注者は、発注者から預託された保有個人情報の漏えい、滅失、毀損、不正使用その他この特記事項に違反する事実を認識した場合には、直ちに自己の費用及び責任において被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、発注者に当該事実が発生した旨並びに被害状況、復旧等の措置及び本人（個人情報により識別されることとなる特定の個人）への対応等について直ちに報告しなければならない。また、発注者から更なる報告又は何らかの措置・対応の指示を受けた場合には、受注者は当該指示に従うものとする。
- 9 受注者は、発注者から預託された保有個人情報以外に、この契約に関して自ら収集又は作成した個人情報については、個人情報保護法に基づいて取り扱うこととし、発注者が別段の指示をしたときは当該指示に従うものとする。
- 10 受注者は、受注者又は再委託先の責めに帰すべき事由により、この契約に関連する個人情報（発注者から預託された保有個人情報を含む。）の漏えい、滅失、毀損、不正使用その他この特記事項に係る違反等があった場合は、これにより生じた一切の損害について、賠償の責めを負う。なお、この項その他損害賠償義務を定めるこの契約の規定は、この契約のその他の違反行為（再委託先による違反行為を含む。）に関する受注者の損害賠償義務を排除し、又は制限するものではない。
- 11 この特記事項の規定は、この契約又は請負業務に関連して受注者又は再委託先が発注者から預託され、又は自ら取得した個人情報について、この契約を完了し、又は解除その他の理由によりこの契約が終了した後であっても、なおその効力を有する。
- 12 受注者は、この委託業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと及び契約の利用目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。